

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則

平成 20 年 4 月 1 日

規則第 1 号

改正 平成21年11月 9 日 規則第10号

改正 平成25年12月27日 規則第 2 号

改正 平成27年12月25日 規則第 5 号

改正 平成28年 3 月 1 日 規則第 2 号

改正 平成28年 3 月29日 規則第 4 号

改正 平成29年 2 月22日 規則第 1 号

改正 平成29年11月 7 日 規則第 4 号

改正 平成30年 2 月23日 規則第 1 号

改正 平成30年 3 月 5 日 規則第 2 号

改正 平成30年 7 月25日 規則第 4 号

改正 平成30年 7 月31日 規則第 5 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 被保険者（第 2 条－第 12 条）

第 3 章 後期高齢者医療給付（第 13 条－第 27 条）

第 4 章 保険料（第 28 条－第 30 条）

第 5 章 雑則（第 31 条－第 33 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療の施行については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「政令」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「省令」という。）及び茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 22 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 被保険者

(障害認定の申請)

第2条 省令に規定する次の各号に掲げる申請又は届出は、後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得(変更・喪失)届書(様式第1号)によるものとする。

(1) 省令第8条第1項に規定する障害認定申請書

(2) 省令第25条に規定する障害の状態に該当しなくなったときの届出

2 広域連合長は、前項第1号に定める障害認定申請書を受理し、審査を行った結果、政令第3条に規定する障害の状態にあることを認めるときは、後期高齢者医療被保険者証(以下「被保険者証」という。)を当該申請者に交付し、同条に規定する障害の状態にあることを認めないときは、後期高齢者医療障害認定申請却下通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(障害認定の申請撤回)

第3条 前条第2項の規定により被保険者証の交付を受けた者が障害認定の撤回をしようとするときは、後期高齢者医療障害認定撤回届出書(様式第3号)により広域連合長に届け出なければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による届出を受理したときは、後期高齢者医療資格喪失証明書(様式第4号)を当該届出者に交付するものとする。

(被保険者に関する届出)

第4条 省令に規定する次の各号に掲げる届出は、後期高齢者医療資格取得(変更・喪失)届書(様式第5号)によるものとする。

(1) 省令第10条及び第11条に規定する被保険者資格の取得に関する届出

(2) 省令第22条から第24条までに規定する被保険者に係る事項に変更がある場合の届出

(3) 省令第26条に規定する被保険者の資格を喪失したときの届出

(病院等に入院、入所又は入居中の者に関する届出)

第5条 省令第12条に規定する病院等に入院、入所又は入居中の者に関する届出は、後期高齢者医療住所地特例適用等届出書(様式第6号)によるものとする。

(被保険者証の再交付)

第6条 省令第19条第1項に規定する被保険者証の再交付に係る申請は、後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書(様式第7号)によるものとする。

(被保険者証の更新)

第7条 省令第20条第1項に規定する被保険者証の更新は、原則として毎年8月1日に行う。

(被保険者証の更新の手續)

第8条 広域連合長は、前条に定める被保険者証の更新は、その期日及びその他必要な事項を告示して行うものとする。

2 やむを得ない事由により前項の告示において指定された期日までに被保険者証の提出ができない被保険者は、その事由を記した文書を指定された期日までに広域連合長に提出しなければならない。

3 広域連合長は、前項の届出に相当な理由があると認めるときは、第1項に規定する期日以外の日に被保険者証の更新ができるものとする。

(被保険者資格証明書の再交付及び更新)

第9条 第6条から前条までの規定は、被保険者資格証明書の再交付及び更新について準用する。

(認定証明書の交付)

第10条 広域連合長は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する被保険者が広域連合の区域内に住所を有しなくなったときは、当該事由に係る証明書(様式第8号)を交付することができる。

(1) 法第50条第2号に規定する障害の状態にあることの認定を受けていたこと。

(2) 法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者に該当していたこと。

(3) 政令第14条第4項に規定する特定疾病の認定を受けていたこと。

(負担区分等証明書の交付)

第11条 広域連合長は、被保険者が広域連合の区域内に住所を有しなくなったときは、負担区分等(法第67条第1項に規定する一部負担金の負担区分及び政令第15条に規定する高額療養費算定基準額の区分をいう。)に係る証明書を交付することができる。

2 前項に定める証明書は、後期高齢者医療負担区分等証明書(様式第9号)とする。

(基準収入額適用の申請)

第12条 省令第32条に規定する政令第7条第3項に定める収入の額に係る申請は、後期高齢者医療基準収入額適用申請書(様式第10号)によるものとする。

2 広域連合長は、前項に定める申請書を受理し、審査を行った結果、政令第7条第3項の規定に該当すると認めるときは、法第67条第1項に定める一部負担金の割合の変更を行った被保険者証を当該申請者に交付するものとし、政令第7条第3項の規定に該当しないと認め

たときは、後期高齢者医療基準収入額適用申請却下通知書（様式第 11 号）により当該申請者に通知するものとする。

第 3 章 後期高齢者医療給付

（一部負担金の減免等）

第 13 条 法第 69 条に規定する一部負担金の減額、免除又はその徴収の猶予に係る取扱いについては、別にこれを定める。

（食事療養標準負担額差額の支給）

第 14 条 省令第 37 条第 2 項に規定する食事療養標準負担額の差額の支給に係る申請は、後期高齢者医療食事療養差額支給申請書（様式第 12 号）によるものとする。

2 広域連合長は、前項に定める申請書を受理し、審査を行った結果、省令第 37 条第 1 項の規定に該当すると認めるときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書（様式第 13 号）により、同項の規定に該当しないと認めるときは、後期高齢者医療給付支給申請却下通知書（様式第 14 号）により当該申請者に通知するものとする。

（生活療養標準負担額差額の支給）

第 15 条 前条の規定は、省令第 42 条第 2 項に規定する生活療養標準負担額の差額の支給について準用する。この場合において、同条第 1 項中「省令第 37 条第 2 項」とあるのは「省令第 42 条第 2 項」と、「食事療養標準負担額」とあるのは「生活療養標準負担額」と、同条第 2 項中「省令第 37 条第 1 項」とあるのは「省令第 42 条第 1 項」と読み替えるものとする。

（第三者行為による被害の届出）

第 16 条 省令第 46 条に規定する第三者の行為による被害の届出は、第三者行為による被害届（様式第 15 号）又は同等の内容を記載した届出書によるものとし、当該届出に係る事由が第三者の行為によって生じたことを証する書類を添付しなければならない。

2 前項の規定は、訪問看護療養費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときの届出について準用する。

（療養費の支給）

第 17 条 省令第 47 条第 1 項に規定する療養費の支給に係る申請は、後期高齢者医療療養費支給申請書（様式第 16 号）によるものとする。ただし、次の各号に掲げる療養費の支給に係る申請は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) あん摩、マッサージ、指圧、はり又はきゅうの施術に係る療養費の支給 はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について

(平成 16 年 10 月 1 日保医発第 1001002 号厚生労働省保険局医療課長通知) による。

(2) 柔道整復師の施術に係る療養費の支給 柔道整復師の施術に係る療養費について (平成 11 年 10 月 20 日保発第 144 号厚生省保険局長通知) に定める協定書又は受領委任の取扱 規程による。

2 前項 (ただし書を除く。) に定める療養費の支給の申請に際しては、療養に要した費用に 係る領収書のほか、次の各号に掲げる療養費の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し なければならない。

(1) 一般診療費 後期高齢者医療診療内容証明書 (一般診療用) (様式第 17 号) 又は診療報 酬明細書

(2) 歯科診療費 後期高齢者医療診療内容証明書 (歯科診療用) (様式第 18 号) 又は診療報 酬明細書

(3) 調剤 後期高齢者医療調剤内容証明書 (様式第 19 号) 又は調剤報酬明細書

(4) 治療用装具 治療用装具作成指示書又は医師の診断書

3 広域連合長は、第 1 項に定める申請書を受領し、審査を行った結果、療養費を支給するこ とを決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書 (様式第 13 号) により療養費を支 給しないことを決定したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書 (様式第 14 号) に より当該申請者に通知するものとする。

(特別療養費の支給)

第 18 条 省令第 54 条第 1 項に規定する特別療養費の支給の申請は、後期高齢者医療給付特別 療養費支給額通知書 (様式第 20 号) によるものとし、当該通知書に療養に要した費用に係 る領収書を添付しなければならない。

2 前条第 3 項の規定は、特別療養費の支給の決定又は不支給の決定について準用する。

(移送費の支給)

第 19 条 省令第 60 条第 1 項に規定する移送費の支給に係る申請は、後期高齢者医療療養費支 給申請書 (様式第 16 号) によるものとし、同条第 2 項に規定する添付書類のほか、移送に 要した費用に係る領収書を添付しなければならない。

2 第 17 条第 3 項の規定は、移送費の支給の決定又は不支給の決定について準用する。

(特定疾病の認定)

第 20 条 省令第 62 条第 1 項に規定する特定疾病認定に係る申請は、後期高齢者医療特定疾病 認定申請書 (様式第 21 号) に特定疾病認定に係る意見書 (様式第 22 号) を添えて広域連合

長に申請しなければならない。

- 2 広域連合長は、前項に定める申請書を受理し、審査を行った結果、政令第 14 条第 4 項の規定に該当すると認めるときは、特定疾病療養受療証を当該申請者に交付するものとし、同項の規定に該当しないと認めるときは、後期高齢者医療特定疾病認定申請却下通知書（様式第 23 号）により当該申請者に通知するものとする。

（特定疾病療養受療証の再交付）

第 21 条 第 6 条の規定は、特定疾病療養受療証の再交付について準用する。

（限度額適用の認定）

第 22 条 省令第 66 条の 2 第 1 項に規定する限度額適用認定に係る申請は、後期高齢者医療限度額適用認定申請書（様式第 24 号）によるものとする。

- 2 広域連合長は、前項に定める申請書を受理し、審査を行った結果、政令第 16 条第 1 項の規定に該当すると認めるときは、後期高齢者医療限度額適用認定証を当該申請者に交付するものとし、同項の規定に該当しないと認めるときは、後期高齢者医療限度額適用認定申請却下通知書（様式第 24 号の 2）により当該申請者に通知するものとする。

（限度額適用・標準負担額減額認定証の認定）

第 23 条 省令第 67 条第 1 項に規定する限度額適用認定に係る申請は、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書（様式第 25 号）によるものとする。

- 2 広域連合長は、前項に定める申請書を受理し、審査を行った結果、政令第 16 条第 1 項の規定に該当すると認めるときは、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証を当該申請者に交付するものとし、同項の規定に該当しないと認めるときは、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請却下通知書（様式第 25 号の 2）により当該申請者に通知するものとする。

（限度額適用認定証並びに限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付及び更新）

第 24 条 第 6 条から第 8 条までの規定は、限度額適用認定証並びに限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付及び更新について準用する。

（月間の高額療養費の支給）

第 25 条 省令第 70 条第 1 項に規定する月間の高額療養費の支給に係る申請は、後期高齢者医療高額療養費支給申請書（様式第 27 号）によるものとする。

- 2 月間の高額療養費の支給の決定は、後期高齢者医療高額療養費支給決定通知書（様式第 13 号の 2）によるものとする。

3 第 17 条第 3 項の規定は、月間の高額療養費の不支給の決定について準用する。

(年間の高額療養費の支給)

第 25 条の 2 省令第 70 条の 2 第 1 項又は省令第 70 条の 3 第 1 項に規定する年間の高額療養費の支給に係る申請は、後期高齢者医療高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（様式第 27 号の 2）によるものとする。

2 広域連合長は、前項に定める申請書を受理し、審査を行った結果、年間の高額療養費を支給することを決定したときは後期高齢者医療高額療養費（外来年間合算）支給決定通知書（様式第 27 号の 3）により、年間の高額療養費を支給しないことを決定したときは後期高齢者医療高額療養費（外来年間合算）不支給決定通知書（様式第 27 号の 4）により当該申請者に通知するものとする。

3 省令第 70 条の 2 第 3 項に規定する通知は、後期高齢者医療高額療養費（外来年間合算）支給額計算結果連絡票（様式第 27 号の 5）により省令第 70 条の 2 第 2 項の証明書を交付した者に通知するものとする。

4 省令第 70 条の 3 第 3 項に規定する証明書は、後期高齢者医療高額療養費（外来年間合算）自己負担額証明書（様式第 27 号の 6）によるものとする。

(高額介護合算療養費の支給の申請)

第 25 条の 3 省令第 71 条の 9 第 1 項又は第 71 条の 10 第 1 項に規定する高額介護合算療養費の支給に係る申請は、高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（様式第 27 号の 7）によるものとする。

2 広域連合長は、前項に定める申請書を受理し、審査を行った結果、高額介護合算療養費を支給することを決定したときは高額介護合算療養費等支給決定通知書（様式第 27 号の 8）により高額介護合算療養費を支給しないことを決定したときは高額介護合算療養費等不支給決定通知書（様式第 27 号の 9）により当該申請者に通知するものとする。

3 省令第 71 条の 9 第 4 項に規定する通知は、高額介護合算療養費等支給額計算結果連絡票（様式第 27 号の 10）により省令第 71 条の 9 第 2 項の証明書を交付した者に通知するものとする。

4 省令第 71 条の 10 第 2 項に規定する証明書は、茨城県後期高齢者医療自己負担額証明書（様式第 27 号の 11）によるものとする。

(葬祭費の支給)

第 26 条 条例第 2 条に規定する葬祭費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療葬祭費

支給申請書（様式第 28 号）に当該被保険者の死亡の事実を証する書類を添えて広域連合長に申請しなければならない。ただし、公簿等においてその事実を確認できるときは、書類の添付を省略することができる。

2 第 17 条第 3 項の規定は、葬祭費の支給の決定又は不支給の決定について準用する。

（医療給付の制限）

第 27 条 法第 4 章第 3 節第 5 款に規定する医療給付の制限に係る取扱いについては、別にこれを定める。

第 4 章 保険料

（保険料の額の通知）

第 28 条 条例第 16 条に規定する保険料の額が定まったときの通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書によるものとする。

- (1) 被保険者氏名
- (2) 被保険者番号
- (3) 決定年月日
- (4) 決定理由
- (5) 当該年度分の保険料額
- (6) 保険料算定の基礎
- (7) その他広域連合長が必要と認める事項

2 前項に定める通知のうち特別徴収対象被保険者（法第 110 条において準用する介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「準用介護保険法」という。以下同じ。）第 135 条第 5 項に規定する特別徴収対象被保険者をいう。）について仮徴収（準用介護保険法第 140 条第 1 項又は第 2 項に規定する特別徴収をいう。）の方法により保険料を徴収する場合の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書によるものとする。

- (1) 被保険者氏名
- (2) 被保険者番号
- (3) 決定年月日
- (4) 決定理由
- (5) 仮徴収額
- (6) 保険料算定の基礎
- (7) その他広域連合長が必要と認める事項

3 条例第 16 条に規定する保険料の額が変更になったときの通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書によるものとする。

- (1) 被保険者氏名
- (2) 被保険者番号
- (3) 決定年月日
- (4) 決定期理由
- (5) 当該年度分の保険料額
- (6) 変更前及び変更後の保険料算定の基礎
- (7) その他広域連合長が必要と認める事項
(保険料の徴収猶予及び減免)

第 29 条 条例第 17 条に規定する保険料の徴収猶予及び第 18 条に規定する保険料の減免に係る取扱いについては、別にこれを定める。

(申告書の様式)

第 30 条 条例第 19 条に規定する申告書は、後期高齢者医療簡易申告書（様式第 29 号）によるものとする。

第 5 章 雑則

(公示送達の方法)

第 31 条 法第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定による公示送達は、公示送達書（様式第 30 号）及び公示送達者名簿（様式第 31 号）を茨城県後期高齢者医療広域連合公告式条例（茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 2 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(過料)

第 32 条 広域連合長は、条例第 25 条から第 28 条までの規定により、過料を科する場合は、後期高齢者医療過料決定通知書（様式第 32 号）によりその旨を通知し、納額告知書により徴収するものとする。

(補則)

第 33 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(被保険者証の更新の特例)

第2条 平成20年4月1日から平成20年7月31日までに交付する被保険者証の更新は、第7条の規定にかかわらず、法第67条第1項の規定による一部負担金の割合の変更を伴うものを除き、平成21年8月1日に行う。

附 則 (平成21年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定は、平成21年8月1日から適用する。

附 則 (平成25年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第5号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年規則第1号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定による様式については、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則 (平成30年規則第2号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定による様式については、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則 (平成30年規則第4号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定による様式については、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則 (平成30年規則第5号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定による様式については、当分の間、これを補正して使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得（変更・喪失）届書

届出者名		本人との関係	
届出者住所		連絡先電話番号	

	新規（変更・喪失）	変更前
フリガナ		
氏名		
個人番号		
生年月日		
住所		
申請区分		
申請事由		
所有手帳又は証書書類		

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

上記のとおり関係書類を添えて（申請・届出）いたします。

年 月 日

申請者

印

年 月 日

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療障害認定申請却下通知書

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第8条第1項に基づく障害認定申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

氏 名	
却 下 年 月 日	
却 下 理 由	

審査請求及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、原則として、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

なお、この決定の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、又はその他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、茨城県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

様式第3号（第3条関係）

後期高齢者医療障害認定撤回届出書

私は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合において認定された障害認定について、同法及び同法施行規則第8条第2項の規定により、後期高齢者医療における障害認定の申請を撤回し、後期高齢者医療の被保険者資格を喪失いたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

年 月 日

被保険者番号 _____

個人番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

資格喪失日 _____ 年 月 日

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

後期高齢者医療資格喪失証明書

被 保 険 者	フリガナ		性別	男・女
	氏名			
	住所			
	生年月日			
資格喪失日				

上記のとおり証明します。

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

この証明を受けられた方へのお願い

- ・ この証明書は、国民健康保険又は被用者保険（社会保険等）に加入する際に必要となります。
- ・ 印鑑及びこの証明書をお持ちになり、お住まいの市町村又は扶養をしている方がお勤めの被用者保険等で、保険加入手続きをしてください。
- ・ 保険加入の手続きは、資格喪失日から14日以内に行ってください。

様式第5号（第4条関係）

後期高齢者医療資格取得（変更・喪失）届書

届出者名		本人との関係	
届出者住所		連絡先電話番号	

	新規（変更・喪失）		変更前	変更年月日
フリガナ		性別		
氏名		男・女		
個人番号				
生年月日				
住所				
届出事由				

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

上記のとおり関係書類を添えて届出いたします。

年 月 日

申請者

印

様式第6号（第5条関係）

後期高齢者医療住所地特例適用等届出書

被 保 険 者	被保険者番号						市町村名			
	フリガナ									
	氏名									
	個人番号									
	生年月日	明治	大正	昭和	年	月	日生	性別	男・女	
異 動 前 情 報	従前の住所	〒 —							電話番号	()
	*異動前の住所が施設等の場合、以下も記入のこと。									
	施設等名称									
	退所年月日									
異 動 後 情 報	現住所	〒 —							電話番号	()
	*異動後の住所が施設等の場合、以下も記入のこと。									
	施設等名称									
	入所年月日									
届出事由	<ul style="list-style-type: none"> ・転出により施設等に入所 ・住所異動に伴い入所施設等変更 ・住所異動に伴い施設等から退所 ・死亡による資格喪失 				異動年月日		年 月 日			
	※ 日付は住民票の異動があった日を記入すること。									
<p>上記のとおり届出します。</p> <p>年 月 日</p> <p>茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て</p> <p>〒 —</p> <p>届出者住所</p> <p>届出者氏名 印</p> <p>電話番号 ()</p> <p>被保険者との続柄 ()</p>										

後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書

被 保 険 者 番 号		市町村名	
被 保 険 者 氏 名			
個 人 番 号			
被 保 険 者 住 所			
生 年 月 日	明治 大正 昭和	年 月 日生	性別 男・女
再 交 付 す る 証 の 種 類	<input type="checkbox"/> 被保険者証 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証		
再 交 付 申 請 の 理 由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 汚濁 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
<p>上記のとおり申請いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て</p> <p>申請者 住 所</p> <p>氏 名 印</p> <p>被保険者との続柄（ ）</p>			
証交付	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 直接交付 → 本人確認書類： <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

高齢者の医療の確保に関する法律		証明書								
被 保 険 者	住 所									
	氏 名									
	生 年 月 日									
認 定 （ 該 当 ） の 状 況	被 扶 養 者	被用者保険の被扶養者でなくなった日								
		被扶養者であった際の保険者の名称								
	障 害	認 定 年 月 日								
		障 害 の 程 度								
		認定の基礎となった書類								
	特 定 疾 病	認 定 年 月 日								
		疾 病 の 名 称								
		認定の基礎となった書類								
	上記のとおり、高齢者の医療の確保に関する法律		ことを証明する。							
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>										
茨城県後期高齢者医療広域連合長		印								

様式第9号（第11条関係）

後期高齢者医療負担区分等証明書

後期高齢者医療負担区分等証明書					
1	氏名				
	該当する負担区分	一定以上負担区分		減額区分	
		基準額以上	基準額未満	非課税	老福
	前年の12月31日現在の世帯にいる0歳以上16歳未満の世帯員			人	前年の12月31日現在の続柄
	前年の12月31日現在の世帯にいる16歳以上19歳未満の世帯員			人	
2	氏名				
	該当する負担区分	一定以上負担区分		減額区分	
		基準額以上	基準額未満	非課税	老福
	前年の12月31日現在の世帯にいる0歳以上16歳未満の世帯員			人	前年の12月31日現在の続柄
	前年の12月31日現在の世帯にいる16歳以上19歳未満の世帯員			人	
3	氏名				
	該当する負担区分	一定以上負担区分		減額区分	
		基準額以上	基準額未満	非課税	老福
	前年の12月31日現在の世帯にいる0歳以上16歳未満の世帯員			人	前年の12月31日現在の続柄
	前年の12月31日現在の世帯にいる16歳以上19歳未満の世帯員			人	
4	氏名				
	該当する負担区分	一定以上負担区分		減額区分	
		基準額以上	基準額未満	非課税	老福
	前年の12月31日現在の世帯にいる0歳以上16歳未満の世帯員			人	前年の12月31日現在の続柄
	前年の12月31日現在の世帯にいる16歳以上19歳未満の世帯員			人	
5	氏名				
	該当する負担区分	一定以上負担区分		減額区分	
		基準額以上	基準額未満	非課税	老福
	前年の12月31日現在の世帯にいる0歳以上16歳未満の世帯員			人	前年の12月31日現在の続柄
	前年の12月31日現在の世帯にいる16歳以上19歳未満の世帯員			人	
<p>上記のとおり負担区分等の判定を行ったことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">茨城県後期高齢者医療広域連合長 印</p>					

様式第 10 号 (第 12 条関係)

後期高齢者医療基準収入額適用申請書

届出者名		本人との関係	
届出者住所		連絡先電話番号	

住所	
電話番号	

被保険者番号				
個人番号				
フリガナ				
氏名				
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年中の収入	公的年金 (老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金、老齢年金、退職年金等)	_____ 円	_____ 円	_____ 円
	給与 (パート収入等含)	_____ 円	_____ 円	_____ 円
	年金・給与以外の収入 ()収入	_____ 円	_____ 円	_____ 円
	合計	_____ 円	_____ 円	_____ 円

(注)

- ・ 市区町村民税が課税されている・いないにかかわらず、本人及び同じ世帯におられる後期高齢者医療の被保険者の方、それぞれの収入額を「公的年金」、「給与」及び「年金・給与以外の収入」に分けて記入してください。
※なお、世帯に本人以外の後期高齢者医療の被保険者がいない場合であって、かつ、70歳から74歳の方が世帯内にいる場合には、70歳から74歳の方についても記入してください。
- ・ 収入額はすべて記入してください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入（障害又は遺族に係る年金・恩給等、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金等）は除きます。
- ・ 公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の写し、公的年金及び給与収入額が確認できる所得（課税）証明書等を添付してください。

ただし、1月1日において当市（区町村）に住所がある方の公的年金収入の場合については添付書類は不要です。なお、収入額を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明する書類が発行されていない収入については添付不要です。

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

上記のとおり、関係書類を添えて後期高齢者医療の負担区分判定に係る収入額を申請します。

年 月 日

申請者 氏名 印

氏名 印

氏名 印

年 月 日

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療基準収入額適用申請却下通知書

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 7 条第 3 項に基づく基準収入額適用申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

被 保 険 者 番 号	
氏 名	
却 下 年 月 日	
却 下 理 由	

審査請求及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、茨城県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、原則として、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

なお、この決定の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、又はその他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、茨城県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

様式第 12 号 (第 14 条、第 15 条関係)

後 期 高 齢 者 医 療
食 事 療 養 差 額 支 給 申 請 書

受付日 年 月 日
決定日 年 月 日

保険者番号		個人番号	
被保険者番号		療 受 養 け を た	被保険者氏名
公費負担者番号			生年月日
公費受給者番号			年 月 日

減額認定証内容を記載してください。

交 付 区 分		適 用 年 月 日	年 月 日
交 付 年 月 日	年 月 日	長 期 該 当 年 月 日	年 月 日

診療を受けた医療機関等の所在地	
診療を受けた医療機関等	
入院日数	年 月 日から 年 月 日まで 日間 回
入院に際して受けた食事療養に対し支払った額 (標準負担額)	円
減額認定証の交付申請又は提出ができなかった理由	
発病又は負傷の理由	第三者行為 第三者行為以外の一般疾病

差 額 支 給	イ (-) 円 × () 回 = () 円	合 計
	ロ (-) 円 × () 回 = () 円	
	ハ (-) 円 × () 回 = () 円	
	ニ (-) 円 × () 回 = () 円	
	ホ 却下(理由:)	

該当するものに○をつけてください。該当するものがない場合は()内に記載してください。網掛けの中は記載不要です。

振 込 先	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 ()	本店・支店 ()	預 金 種 別	普 通 当 座 ()
口座番号等 左請記載してください				
口座名義人 (フリガナ)				

口座名義人はカタカナで上段より左づめで記入してください。濁点・半濁点は1字として、姓と名の間は1字あけてください。

上記のとおりに関係書類を添えて後期高齢者医療の食事負担額差額の支給を申請します。

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

連絡先 _____

年 月 日

様

後期高齢者医療高額療養費支給決定通知書

高額療養費の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 被保険者番号
2. 被保険者氏名
3. 根拠となる年月等

4. 支給期日
5. 支払期日
6. 支払方法

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、原則として、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

なお、この決定の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、又はその他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、茨城県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。

茨城県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療給付支給申請却下通知書

の支給については、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

1. 被保険者番号
2. 被保険者氏名
3. 支給却下理由

審査請求及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、原則として、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

なお、この決定の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないとい提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、決定の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、又はその他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、茨城県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

様式第 15 号 (第 16 条関係)

第三者行為による被害届

(交通事故 ・ その他の事故 ※1)

被 保 険 者	個人番号			被保険者番号			医療福祉 制度の有無	有 無	
	氏 名			生年月日	年	月			日生
	事故発生の 日時及び場所	年 月 日 午前・午後 時 分頃 場所		事故当時の 心身等の状況	正常・わき見・いねむり・疲労 飲酒・無免許・病気()				
	傷病名及び 傷病の状況や 程度 ※2			治療の見込み	入院	日	通院	日	
			費用				円		
	任意保険	会社名	支店名		担当者	TEL			
相 手 方	当 事 者	フリガナ 氏名			性別	男・女	生年月日	年 月 日生	
		住 所			TEL			職業	
		車両の 所有者	1. 本 人 (事故当事者と車両所有者が同じ) 2. 本人以外 (親族・従業員・その他 ())		事故当時の 心身等の状況	正常・わき見・いねむり・疲労 飲酒・無免許・病気()			
	自 賠 責	証 書 番 号							
		保険会社名							
	任 意 保 険	契約者氏名			契約者住所				
		加入の有無	有	無	証書番号			対人賠償の対応	有 無
		保険会社名			支店名				
		担 当 者			TEL				
	損害賠償に関する交渉の経過 ※3								
交通事故外 の被害行為 の発生状況	暴力行為やペット咬傷等 記入欄が足りない場合は裏面に記入してください。 ・交通事故の場合には、事故状況報告書に詳しく記入してください。								
上記のとおり届けます。 年 月 日 住所 氏名 (印) 茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て TEL ()									

※1 その他の事故は、暴力行為やペットの咬傷等の交通事故外の場合です。 市町村確認欄 (保険会社提出代行 有・無)

※2 傷病名及び傷病の状況や程度は、できるだけ詳しく記入してください。

※3 損害賠償に関する交渉の経過は、費用ごとに記入し、示談成立したときは示談書の写しを提出してください。

交通事故の添付書類：事故状況報告書(別添 1)、念書(別添 2)、誓約書(別添 3)、事故証明書 (物損事故証明書の場合は人身事故入手
不能理由書を添付のこと。その他の事故の添付書類：念書(別添 2)、誓約書(別添 3-1)

(裏面)

その他交通事故外の被害行為の発生状況

交
通
事
故
外

(警察署 担当官へ 年 月 日に届出済)

様式第 16 号 (第 17 条、第 19 条関係)

後 期 高 齢 者 医 療
療 養 費 支 給 申 請 書

受付日 年 月 日
決定日 年 月 日

保険者番号		個人番号		
被保険者番号		療 受 養 け を た	被保険者氏名	
公費負担者番号			生年月日	年 月 日
公費受給者番号			入外	割合
診療年月	年 月	療養期間	年 月 日から	
診療日数	日		年 月 日まで	

種 類	
傷 病 名	
診療を受けた医療機関等の所在地	
診療を受けた医療機関名又は施術師	
支給申請をした理由	
発症又は負傷の理由	第三者行為 第三者行為外の一般疾病

療養に要した費用額		食 事 回 数	
審査認定額 ※ 1		療養に要した費用額	
一 部 負 担 金		食 事 標 準 負 担 額	
支 給 金 額			

該当するものに○をつけてください。該当するものがない場合は()内に記載してください。網掛けの中は記載不要です。

振 込 先	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 ()	本店・支店 ()	預金種別 普通 当座 ()
口座番号等 左記記載してください			
口座名義人 (フリガナ)			

口座名義人はカタカナで上段より左づめで記入してください。濁点・半濁点は1字として、姓と名の間は1字あけてください。

上記のとおり療養に要した費用に関する証拠書類を添えて申請します。

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

連絡先 _____

様式第 17 号 (第 17 条関係)

後期高齢者医療診療内容証明書 (一般診療用)

被保険者	氏名			被保険者番号		年 月 日から		診療 実日数	日	
	男・女	明・大・昭	年生	診療 期間	年 月 日まで		(期間中に診療しなかった月 月)			
傷病名	(1)			診療 開始日	(1) 年 月 日		転 帰			
	(2)				(2) 年 月 日		治 癒	死 亡	中 止	
	(3)				(3) 年 月 日					
初 診	時間外・休日・深夜			回	点					
再 診	再診	×			回					
	外来管理加算	×			回					
	時間外	×			回					
	休日	×			回					
	深夜	×			回					
指 導										
在 宅	往診				回					
	夜間				回					
	深夜・緊急				回					
	在宅患者訪問診療				回					
	その他				回					
	薬剤				回					
投 薬	内服	薬剤	×			単位				
		調剤	×			回				
	外用	薬剤	×			単位				
		調剤	×			回				
	処方	×			回					
麻毒 調基				回						
注 射	皮下筋肉内			回						
	静脈内			回						
	その他			回						
処 置	薬剤			回						
手術麻酔	薬剤			回						
検 査	薬剤			回						
画像診断	薬剤			回						
そ の 他	処方箋			×	回					
	薬剤				回					
入 院	入院	年 月 日	年 月 日		食 事	基準				
	病 診 衣	入院料	× 日間			事				
			× 日間							
			× 日間							
	入院時医学管理料		× 日間							
			× 日間							
		× 日間								
特 定 入 院 そ の 他										
合 計	医療の 給 付	請求点数	(点)		請求額	(点)				
		一部負担金	(円)		一部負担金	(円)				
		決定金額	(円)		決定額	(円)				
<p>上記のとおり証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保険医療機関名 所在地 担当医師の氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>										

様式第 18 号 (第 17 条関係)

後期高齢者医療診療内容証明書 (歯科診療用)

被保険者	氏名		被保険者番号		診療期間		診療日数	日	
	男・女	明・大・昭	年生		年 月 日から	年 月 日まで			
傷病名				診療開始日	年 月 日	転帰			
部位						治療	死亡	中止	
						点数	摘要		
初診									
再診									
投薬・注射									
X線検査			模	平測	S倍				
			EMR	その他					
処置及び手術	即	普	覆	除	知	ラ	咬		
	抜髄	麻抜	感染根拠	根管根処	加圧根充				
	根充	即充	失即充	生切					
				失切					
	除石	PC	P処	切開					
	抜歯	前 白 難 埋							
その他								特定薬剤	
麻酔	伝麻	浸麻	IS		その他				
歯冠修復及び欠損補綴	補診			印象					
	歯冠形成	(生活)	(失活)	(根面・窩洞)	支台築造	咬合		EE 研磨	
		前	前			試適		ピン	
		ジ	ジ			充	光・初	グ・複	その他
	鑄造歯冠修復	14 K			前装冠	バニ銀		リテイナー	
		パ大			金属冠			継続歯	装着材料
		パ小前							
		ニ大						仮	再装着
		ニ小前							
	銀大			ジ			硬ジ		
銀小乳前									
ボンテック	鑄造	裏装		装着			人工歯		
				バ	鑄				
				屈曲					
有床義歯			床裏装	床修理			ろう		
							保		
							修		
鑄造前					線鉤				
	義歯調整		新製・床裏装・1算定		年 月				
	その他								
合計	医療の給付	請求点数	(点)		一部負担	(円)	決定点数	(点)	
上記のとおり証明します。									
年 月 日									
保険医療機関名									
所在地									
担当医師の氏名									
印									

様式第 19 号 (第 17 条関係)

後期高齢者医療調剤内容証明書

被保 険者	氏名				被保険者番号		
	男・女	明・大・昭	年生				
病 院 又 は 診 療 所	所在地				保 険 医 の 名 称		
	名 称						
処 方 月 日	調 剤 月 日	剤 型	処 方	点 数	数 量	請 求 点 数	
・	・	内 服 屯 服 注 射 外 用		調 剤 料	点	点	
・	・			薬 剤 料			
・	・			計			
・	・			調 剤 料			
・	・			薬 剤 料			
・	・	内 服 屯 服 注 射 外 用		調 剤 料			
・	・			薬 剤 料			
・	・			計			
・	・			調 剤 料			
・	・			薬 剤 料			
・	・	内 服 屯 服 注 射 外 用		調 剤 料			
・	・			薬 剤 料			
・	・			計			
・	・			調 剤 料			
・	・			薬 剤 料			
・	・	内 服 屯 服 注 射 外 用		調 剤 料			
・	・			薬 剤 料			
・	・			計			
・	・			調 剤 料			
・	・			薬 剤 料			
処方せん受付回数		回	調 剤 基 本 料				
			指 導 料				
			合 計				
			決 定 点 数				
<p>上記のとおり証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>保 険 薬 局 名</p> <p>所 在 地</p> <p>担当薬剤師の氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>							

年 月 日

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療給付特別療養費支給額通知書

あなたが 年 月 日に受けた診療は特別療養費の支給対象となっておりますので、下記により口座振込の手続きをされるようお知らせします。

記

1 被保険者番号

2 被保険者氏名

3 申請日時 年 月 日～ 年 月 日

4 申請場所

指定日後の申請分は1か月遅れの支給になりますので、期間内に申請して下さい(印もれ・記入もれのないように注意してください。)

5 持参するもの

保険証・印鑑(朱肉を使用するもの)・通帳等(口座情報の記載があるもの)・受診時の領収書又はその写し

6 支給予定額

7 口座振替に関するお願い

○ご利用できる金融機関は、銀行、信用金庫、信用組合、及び農業・漁業協同組合です。

◆問い合わせ先

個人番号																				
申請日付	年	月	日	住所																
氏名				印	連絡先															

該当するものに○をつけてください。該当するものがない場合は()内に記載してください。網掛けの中は記載不要です。

振込先		銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 ()	本店・支店 ()						預金種別	普通 当座 ()										
口座番号等 左詰記載してください																				
口座名義人 (フリガナ)																				

口座名義人はカタカナで上段より左づめで記入してください。濁点・半濁点は1字として、姓と名の間は1字あけてください。

後期高齢者医療特定疾病認定申請書

届出者名		本人との関係	
届出者住所		連絡先電話番号	

被保険者番号			個人番号	
被 保 険 者	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年 月 日		
	住所			
疾病の名称				

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

上記のとおり、関係書類を添えて後期高齢者医療特定疾病療養受療証の交付を申請します。

年 月 日

申請者 氏名

印

特定疾病認定に係る意見書

被 保 険 者 記 入 欄	被 保 険 者 番 号									
	保 険 者 番 号									
	保 険 者	名 称						所 在 地		
	被 保 険 者	氏 名						生 年 月 日 明 治 大 正 昭 和 年 月 日		
	疾 病 名	<p>1 人工腎臓を実施している慢性腎不全</p> <p>2 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害</p> <p>3 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群</p> <p>〔 該当する番号を ○で囲むこと。 〕</p>								

医 師 の 意 見 欄	<p>上記に相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>(保険医療機関等の所在地・名称)</p> <p>(医師の氏名・印)</p> <p style="text-align: right;">印</p>
----------------------------	--

年 月 日

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療特定疾病認定申請却下通知書

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 62 条第 1 項に基づく特定疾病認定申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

被保険者番号	
氏 名	
却下年月日	
却下理由	

審査請求及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、茨城県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、原則として、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

なお、この決定の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないとい提起できませんが、審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、又はその他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、茨城県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

様式第 24 号 (第 22 条関係)

後期高齢者医療限度額適用認定申請書

届出者名		本人との関係	
届出者住所		連絡先電話番号	

被保険者番号		個人番号		
被 保 険 者	フリガナ			性 別
	氏 名			
	生年月日			
	住 所			

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

上記のとおり、関係書類を添えて後期高齢者医療の限度額の適用を申請します。

年 月 日

申請者 住所
氏名

印

年 月 日

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療限度額適用認定申請却下通知書

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第66条の2第1項に基づく限度額適用認定申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

被 保 険 者 番 号	
氏 名	
却 下 年 月 日	
却 下 理 由	

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この決定の取消の訴えは、原則として、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

なお、この決定の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや決定の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、採決を経なくても提起できます。この訴えは、採決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨城県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、茨城県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。

問合せ

様式第 25 号（第 23 条関係）

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書

届出者名		本人との関係	
届出者住所		連絡先電話番号	

被保険者番号		個人番号	
被 保 険 者	フリガナ		性 別
	氏 名		
	生年月日		
	住 所		
長 期 入 院	該当・非該当		

ここから下は長期入院該当者のみ記入して下さい。		入院日数合計（ 日間）	
①	申請日の前1年間の入院日数	～ （ 日間）	
	入院をした保険医療機関等	名 称	
		所 在 地	
②	申請日の前1年間の入院日数	～ （ 日間）	
	入院をした保険医療機関等	名 称	
		所 在 地	
③	申請日の前1年間の入院日数	～ （ 日間）	
	入院をした保険医療機関等	名 称	
		所 在 地	
④	申請日の前1年間の入院日数	～ （ 日間）	
	入院をした保険医療機関等	名 称	
		所 在 地	
⑤	申請日の前1年間の入院日数	～ （ 日間）	
	入院をした保険医療機関等	名 称	
		所 在 地	

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

上記のとおり、関係書類を添えて後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額の減額を申請します。

年 月 日

申請者 氏 名

㊞

年 月 日

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請却下通知書

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第67条第1項に基づく限度額適用・標準負担額減額認定申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

被 保 険 者 番 号	
氏 名	
却 下 年 月 日	
却 下 理 由	

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、原則として、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

なお、この決定の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや決定の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、採決を経なくても提起できます。この訴えは、採決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨城県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、茨城県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。

問合せ

様式第 26 号 削除

後期高齢者医療高額療養費支給申請書

被保険者番号		個人番号	
氏名			
生年月日	年 月 日	性別	電話番号

医療費の窓口負担について、医療費助成制度を利用し減免の認定を受けているか。(※該当者のみ記入)

制度名 — (費用徴収の 有 ・)

発病又は負傷の 第三者行為 第三者行為以外の一般疾病

※上記について、原子爆弾被害者に対する公費負担医療制度および無料低額診療制度などを利用されている方は、必ず記入してください。

振込先	銀行 信用金庫 信用組	本店 支店 出張所	預金種別	普通 当座 (
口座番号等 左諸記載してください				
口座名義人 (カタカナ)				

口座名義人はカタカナで上段より左づめで記入してください。濁点・半濁点は1字として、姓と名の間は1字あけてください。

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て
上記のとおり、高額療養費の支給を申請します。
なお、再審査や過誤等により支給額が変動した場合に、次回以降に発生する高額療養費と相殺処理を行うことに同意します。

年 月 日
申請者 〒
住所
氏名 印

委任欄

私は、 _____ を代理人と定め、後期高齢者医療高額療養費に係る
申請 ・ 受領 に関する一切の権限を委任します。

委任者 住所 _____ 氏名
印

後期高齢者医療高額療養費等（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度	年度	申請区分	1 新規	2 変更	3 取下げ	(保険者等記入欄)	支給申請書整理番号
申請形態	1. 計算期間末日以降申請（期間中死亡・生保適用・海外移住者なし）		2. 計算期間末日以降申請（期間中死亡者あり）		3. 計算期間末日以降申請（期間中生保適用・海外移住者あり）		4. 死亡・海外移住等計算期間中申請

フリガナ	氏名	生年月日	年	月	日生	性別	個人番号	計算期間の始期及び終期	年	月	～	年	月

国民健康保険資格情報

保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	続柄	保険者名称	加入期間
			1 世帯主 2 擬制世帯主 3 世帯員		年 月 日から 年 月 日まで

後期高齢者医療資格情報

保険者番号	被保険者番号	広域連合名称	加入期間
			年 月 日から 年 月 日まで

支給方法	口座管理番号	振込口座記入欄	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	金融機関コード	本店 支店 出張所	店舗コード	種目	口座番号	口座名義人 (フリガナ)	振込先口座 管理番号
1. 窓口払い 2. 口座振込							1. 普通預金 2. 当座預金 9. その他			

保険者加入歴	保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号	備考欄
	1			
	2			
	3			
	4			

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚 1 丁目 1 番地（ミオス 1 階）
茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

年 月 日

① 上記対象者について、高額療養費(外来年間合算)の支給を申請します。
② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。
※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んでください。
高額療養費(外来年間合算)の支給申請を行う場合、①のみを丸で囲んでください。

郵便番号 住所
申請代表者
氏名 印
電話番号

委任欄	人中	人目	枚中	枚目
私は、_____を代理人と定め、高額療養費(外来年間合算)等支給に係る <input type="checkbox"/> 申請 ・ <input type="checkbox"/> 受領 に関する一切の権限を委任します。 委任者氏名 印 住所				

様式第 27 号の 3 (第 25 条の 2 関係)

年 月 日

保 険 者	

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療高額療養費（外来年間合算）支給決定通知書

高額療養費（外来年間合算）の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被 保 険 者 名		被 保 険 者 番 号	
-----------	--	-------------	--

計 算 対 象 期 間	年 月 ～ 年 月		
申 請 年 月 日	年 月 日	決 定 年 月 日	年 月 日
計 算 対 象 期 間 中 の 自 己 負 担 額 の 合 計 額		支 給 額	
給 付 の 種 類			
備 考			

審査請求及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、原則として、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

なお、この決定の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、又はその他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、茨城県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。

◆問い合わせ先

様式第 27 号の 4 (第 25 条の 2 関係)

年 月 日

保 険 者	

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療高額療養費（外来年間合算）不支給決定通知書

高額療養費（外来年間合算）支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被 保 険 者 名		被 保 険 者 番 号	
-----------	--	-------------	--

計 算 対 象 期 間	年 月 ～ 年 月		
申 請 年 月 日	年 月 日	決 定 年 月 日	年 月 日
計 算 対 象 期 間 中 の 自 己 負 担 額 の 合 計 額		支 給 額	
給 付 の 種 類			
不 支 給 の 理 由			
備 考			

審査請求及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、原則として、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

なお、この決定の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、又はその他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、茨城県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。

◆問い合わせ先

後期高齢者医療高額療養費 (外来年間合算) 支給額計算結果連絡票

フリガナ			
対象者氏名			
生年月日	年 月 日	性 別	
自己負担額証明書整理番号			
保険者番号		被保険者証記号	
被保険者(証)番号		対象年度	年度
計算対象期間	年 月 日	～	年 月 日
自己負担額			
所得区分			
高額療養費 (外来年間合算) 上限			円
支給総額			円
按分後の支給額			円
備考			

〒

(所在地)

_____ 御中

左記のとおり連絡します。

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 印

【問い合わせ先】

〒

電話番号

【計算結果の内訳】

連絡票整理番号

保険者名	自己負担額証明書 整理番号	対象者氏名	負担額	按分率	支給額
計					

様式第 27 号の 6 (第 25 条の 2 関係)

年 月 日

保 険 者	

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療高額療養費（外来年間合算）自己負担額証明書

下記のとおり証明いたします。

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	
自己負担額証明書整理番号			
保険者番号		証明対象年度	
被保険者番号			
対象となる計算期間			
計算期間において被保険者であった期間			
診療年月	自己負担額	/	摘要
計			

◆問い合わせ先

高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度	年度	申請区分	1 新規	2 変更	3 取下げ	(保険者等記入欄)	支給申請書整理番号	
申請形態	1. 計算期間末日以降申請 (期間中死亡・生保適用・海外移住者なし)		2. 計算期間末日以降申請 (期間中死亡者あり)		3. 計算期間末日以降申請 (期間中生保適用・海外移住者あり)		4. 死亡・海外移住等計算期間中申請	

フリガナ		生年月日	年 月 日 生	性別	個人番号	
氏名					計算期間の始期及び終期	年 月 ~ 年 月

国民健康保険資格情報

保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	続柄	保険者名称	加入期間
			1 世帯主 2 擬制世帯主 3 世帯員		年 月 日から 年 月 日まで

後期高齢者医療資格情報

保険者番号	被保険者番号	広域連合名称	加入期間
			年 月 日から 年 月 日まで

介護保険資格情報

保険者番号	被保険者番号	保険者名称	加入期間
			年 月 日から 年 月 日まで

支給方法	口座管理番号	振込口座記入欄	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	金融機関コード	本店 支店 出張所	店舗コード	種目	口座番号	口座名義人 (フリガナ)	振込先口座 管理番号
1. 窓口払い 2. 口座振込							1. 普通預金 2. 当座預金 9. その他			

加 保 険 者		保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号	備考欄
	1				
	2				
	3				

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚 1 丁目 1 番地 (ミオス 1 階) 年 月 日
茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

① 上記対象者について、高額介護合算療養費(高額医療合算介護(予防)サービス費)の支給を申請します。
② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。
※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んでください。
高額介護合算療養費(高額医療合算介護(予防)サービス費)の支給申請を行う場合、①のみを丸で囲んでください。

郵便番号 住所
申請代表者
氏名 印
電話番号

委任欄

私は、_____を代理人と定め、高額介護合算療養費等支給に係る 申請 ・ 受領 に関する一切の権限を委任します。

委任者氏名 印 住所

人中	人目	枚中	枚目
----	----	----	----

ご記入上の注意事項等

1. 高額介護合算療養費等支給申請について

- (1) 医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担額を合計した結果、一定の限度額を超えた場合に、その超えた額が高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）として支給されます。
- (2) 各資格情報欄については、申請対象年度末日（記載年の7月末日）に加入する医療保険（介護保険）の資格情報を記載してください。
- (3) 国民健康保険資格情報の続柄欄、「2. 擬制世帯主」とは世帯員が国保の被保険者であるが、世帯主は国保の加入者ではない場合を指します。
- (4) 計算期間の始期及び終期の間に加入する医療保険（介護保険）に変更があった場合、保険者加入暦欄に以前に加入していた医療保険（介護保険）の保険者名称（広域連合名称）と加入期間を記載し、また同保険者（広域連合）加入時の自己負担額証明書を添付する場合には同証明書整理番号を記載してください。添付する同証明書がない場合には、「添付なし」と記載してください。
なお、申請対象年度末日に加入している医療保険（介護保険）については、当該保険者加入歴欄への記載は不要です。
- (5) 複数名の支給額の同一口座への振込を希望する場合、該当者の振込口座記載欄（金融機関名から口座名義人まで）は記載せず、振込先口座管理番号欄に希望振込先口座の口座管理番号を記載してください。
例）口座管理番号2の被保険者への支給額を、口座管理番号1の被保険者の口座へ振り込んでほしい場合、口座管理番号2の被保険者の振込口座記載欄は記載せず、振込先口座管理番号欄に1と記載する。
- (6) 備考欄には、以下の内容を記載してください。
 - ①国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者
・当該医療保険者（広域連合）の所在地、及び同医療保険者における計算期間内の受診歴（以前に加入していた医療保険者における受診歴は記載する必要はありません。）
 - ②健保組合等被用者保険の被保険者で介護保険の被保険者
・健保組合等被用者保険の名称、所在地、及び同保険者における計算期間内の受診歴
 - ③死亡・海外移住・生保適用等により計算期間の途中で被保険者資格を喪失した者（ただし、介護保険適用除外施設入所・他保険者への転出による資格喪失者を除く）
・被保険者資格を喪失した年月日、被保険者資格を喪失した事由
- (7) 国民健康保険における高額介護合算療養費は、世帯主・世帯員の支給合計額が世帯主（擬制世帯主）の口座に振り込まれることとなりますので、ご注意ください。
- (8) 2名を超える対象者を記載する場合等、複数枚に渡ることがわかるよう、右下の頁欄に全体の枚数と何枚目かを記載してください。
- (9) 介護保険被保険者証が交付されていない介護保険被保険者については、介護保険情報（保険者番号、被保険者番号、保険者の名称、加入期間）の記載は不要です。
- (10) 介護保険で給付制限を受けており、自己負担が3割となっている方については、その給付制限期間中は自己負担額が零として計算されることとなり、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給ができない場合があります。

2. 自己負担額証明書交付申請について

- (1) 自己負担額証明書の交付を申請する場合、必ず同じ市町村の保険者番号を記載してください（2以上の市町村の保険者番号を記載しないでください。）。
- (2) 各医療保険（介護保険）資格情報ごとに、複数保険者分の自己負担額証明書が必要である場合、それぞれの保険者へ申請する必要があります。

保険者記入上の注意事項

1. 複数枚に渡る支給申請の受付時において、右上の支給申請書整理番号には提出者単位で同一の番号を記載すること。
2. 支給申請書整理番号は以下の番号体系とすること。
「GYY（申請対象年度和暦、平成の場合、Gは“4”）+保険者番号8桁（国保保険者の場合、先頭2桁を“00”（退職者医療に係るものは“67”）とする）+保険者が付する通し番号6桁」（計17桁）
なお、保険者が付する通し番号は、申請対象年度ごとに申請受付順に1から付番すること。
3. 保険者加入歴に介護保険（総合事業）自己負担額証明書整理番号の番号体系については、以下のとおり。
「証明対象年度西暦（4桁）+“98”+保険者番号（6桁）+保険者が付する通し番号（8桁）」

備考

1. この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 27 号の 8 (第 25 条の 3 関係)

年 月 日

保 険 者	

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

高額介護合算療養費等支給決定通知書

先に申請のありました高額介護合算療養費等支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被 保 険 者 名		被 保 険 者 番 号	
-----------	--	-------------	--

計 算 対 象 期 間	年 月 ～ 年 月		
申 請 年 月 日	年 月 日	決 定 年 月 日	年 月 日
計 算 対 象 期 間 中 の 自 己 負 担 額 の 合 計 額		支 給 額	
給 付 の 種 類			
不 支 給 の 理 由			
備 考			

審査請求及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、原則として、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

なお、この決定の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、又はその他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、茨城県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。

◆問い合わせ先

様式第 27 号の 9 (第 25 条の 3 関係)

年 月 日

保 険 者	

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

高 額 介 護 合 算 療 養 費 等 不 支 給 決 定 通 知 書

先に申請のありました高額介護合算療養費等支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被 保 険 者 名		被 保 険 者 番 号	
-----------	--	-------------	--

計 算 対 象 期 間	年 月 ～ 年 月		
申 請 年 月 日	年 月 日	決 定 年 月 日	年 月 日
計 算 対 象 期 間 中 の 自 己 負 担 額 の 合 計 額		支 給 額	
給 付 の 種 類			
不 支 給 の 理 由			
備 考			

審査請求及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、原則として、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

なお、この決定の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、又はその他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、茨城県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。

◆問い合わせ先

様式第 27 号の 11 (第 25 条の 3 関係)

年 月 日

保 険 者	

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

茨 城 県 後 期 高 齢 者 医 療 自 己 負 担 額 証 明 書

下記のとおり証明いたします。

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	
自己負担額証明書整理番号			
保険者番号		証明対象年度	
被保険者番号			
対象となる計算期間			
計算期間において被保険者であった期間			
診療年月	自己負担額	/	摘要
計			

◆問い合わせ先

様式第 28 号 (第 26 条関係)

後 期 高 齢 者 医 療
葬 祭 費 支 給 申 請 書

受付日 年 月 日
決定日 年 月 日

保険者番号

被保険者番号

支 給 金 額

死亡者の氏名	
死亡者の生年月日	年 月 日
死亡年月日	年 月 日
死亡の場所	
死亡の原因	第三者行為 第三者行為外の一般疾病
その他	
葬祭執行者	葬 祭 日 年 月 日
	住 所
	氏 名
	連 絡 先

該当するものに○をつけてください。該当するものがない場合は()内に記載してください。網掛けの中は記載不要です。

振込先	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 ()	本店・支店 ()	預金種別	普通 当座 ()
口座番号等 左詰記載してください				
口座名義人 (カタカナ)				

口座名義人はカタカナで上段より左づめで記入してください。濁点・半濁点は1字として、姓と名の間は1字あけてください。

上記のとおり申請します。

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

死亡者との続柄 _____

連絡先 _____

年 月 日

様

年度分 後期高齢者医療簡易申告書

年 月 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

この申告書は 年度後期高齢者医療保険料算定及び負担区分判定の基礎となります。

年 1 月 1 日から 年 12 月 31 日までの 1 年間の収入

氏 名	(生年月日) 年 月 日生	印	職 業
			電 話
現 住 所	(世帯主の氏名及び続柄)		

① 所得金額等

所得の種類	㉑ 収入金額	㉒ 必要経費 (専従者給与額・控除額を含む)	㉓ 所得金額(㉑-㉒)	備 考
営 業	円	円	円	
不 動 産	円	円	円	
農 業	円	円	円	
専従者控除		円		※ 営業、不動産、農業 の必要経費の内数
給 与	円			
専従者給与	円			※ 給与収入額の内数
年 金	円			※ 遺族年金・障害年金 等非課税年金を除く
譲 渡	円	円	円	※ 下記㉔欄に必要経費 を記入してください
そ の 他	円	円	円	
	円	円	円	

② 譲渡所得に関する事項

資産の種類 (○印を付してください)	左の資産を取得した年月日	譲渡した年月日	特別控除の特例等
1 土地建物等			交換買換・収用・居住用財産 その他()
2 その他の資産			

(回答、問い合わせ先)

公 示 送 達 書

第 号
年 月 日

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、次の書類を公示します。

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

送達する書類名

（注意）

上記の書類は、市町村の後期高齢者医療担当課に保管してありますので、後期高齢者医療担当課窓口において受領してください。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条において準用する地方税法第 20 条の 2 の規定により、上記の書類を受領しないときは、公示した日から起算して 7 日を経過したとき、この書類の送達があったものとみなされます。

様式第 31 号 (第 31 条関係)

公示送達者名簿

市 (町・村) 関係 (通知書の保管場所 :) 件

被保険者番号	納 付 義 務 者 の 住 所	納付義務者の氏名

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療過料決定通知書

次のとおり、過料の処分を決定したので通知します。

過料決定額	
過料の根拠	
過料が科された原因	

※ 過料の納入については、納額告知書によって納めてください。

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、茨城県後期高齢者医療広域連合長）として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。